

議案第10号

佐野市教育支援委員会条例の制定について
佐野市教育支援委員会条例を次のとおり定めます。

令和4年2月25日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市教育支援委員会条例

(設置)

第1条 心身に障がい等を有する等の理由により教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）（以下「要支援児童生徒等」という。）に対する就学に係る一貫した教育に関する支援（以下「教育支援」という。）を行うため、教育委員会の附属機関として、佐野市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、要支援児童生徒等に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障がいの種類及び程度の判定に関すること。
- (2) 適切な就学先に関すること。
- (3) 就学先の決定後の一貫した教育支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、一貫した教育支援のために必要があると認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医師
- (3) 教育関係機関の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職にあることにより委嘱され、又は任命された委員がその任期中に当該職でなくなったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(秘密保持義務)

第5条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(調査委員)

第6条 委員会に、第2条に規定する所掌事務について調査させるため、調査委員を置くことができる。

2 調査委員は、佐野市立学校の教員のうちから教育委員会が任命する。

3 調査委員は、第1項の規定による調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年佐野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中	附属機関の委員のうち	医師	〃	20,000	を
	介護認定審査会委員及び障がい支援区分審査会委員	上記以外の者	〃	12,000	

附属機関の委員のうち	医師	〃	20,000
------------	----	---	--------

ち介護認定審査会委員及び障がい支援区分審査会委員	上記以外の者	〃	12,000
附属機関の委員のうち教育支援委員会委員	医師	〃	15,000
	上記以外の者	〃	7,600

に改める。

理 由

佐野市教育支援委員会を設置するため本条例を制定したいので提案するものです。

